

1 開催日時

令和6年5月27日（月） 午後3時00分～午後3時35分

2 開催場所

花巻市役所本庁舎3階 委員会室

3 出席者

委員 5名

安部 修司 委員（弁護士）

岩渕 満智子 委員（行政相談員）

高橋 佳代子 委員（花巻地区赤十字奉仕団副委員長）

高橋 秀憲 委員（学校法人富士大学名誉教授）

似内 裕司 委員（花巻機械金属工業団地連絡協議会事務局長）

事務局 5名

岩間 裕子 総合政策部長

久保田 謙一 総務課長

佐々木 祐子 総務課長補佐

高橋 秀暢 総務課法規文書係長

留場 開大 総務課法規文書係主査

4 報告

- (1) 令和5年度情報公開制度の利用状況について
- (2) 令和5年度個人情報保護制度の利用状況について
- (3) 刑法等の一部改正に伴う審査会関係条例の一部改正について
- (4) その他

5 会議録

《 15:00 開会 》

(久保田課長) それでは、ご案内を差し上げておりましたお時間となりましたので、ただいまより、花巻市情報公開審査会及び花巻市個人情報保護審査会を開会させていただきます。

まず初めに阿部会長様よりご挨拶を頂戴したいと存じます。

(安部会長) 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員の皆様におかれましては、審査会の方にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。平素より審査会の運営につきましてご協力をいただいておりますことについて、心から

感謝いたします。この審査会でございますが、情報公開制度、そして個人情報保護の制度におきまして、個別の開示の請求があった際に、不服の申立がなされた場合の答申をするという位置づけの審査会となっております、現在のところ個別の案件はないという状況になっておりますが、本日の報告の中にありますけれども、情報公開制度あるいは個人情報保護制度いずれも一定数の利用はなされているという状況にあるようでございます。市民の皆様を知る権利あるいは個人情報プライバシーの方と、そういったところの要請に応える制度として運用されている状況ではないかなというふうに思っております。委員の皆様におかれましては、引き続き制度の適正な運用を担保するためにですね、ご尽力を賜ればというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(久保田課長) ありがとうございます。続きまして、岩間総合政策部長よりご挨拶を申し上げます。

(岩間部長) それでは私の方からも一言ご挨拶をさせていただきたいと思っております。

まず委員の皆様には日頃から市政の推進にご理解とご協力をいただいておりますことに改めて感謝を申し上げます。

本日この審査会を行うわけでございますけれども、市におきましては皆様に既にご案内の通り、開かれた市政を推進するというこのために、花巻市情報公開条例によりまして、市民の知る権利を尊重しているという一方で個人の権利利益を保護するために、花巻市個人情報の保護に関する法律施行条例によりまして、個人情報の適切な取り扱いというところに努めているところでございます。この後、事務局から詳しく行政文書の開示状況等についてご説明をさせていただきますけれども、令和5年度の行政文書の開示請求件数は216件となっております、昨年度が182件でしたので、増加している状況でございます。また個人情報保護制度の利用状況につきましても、開示請求が14件ございましたが、一昨年度は7件ございましたので、いずれにおきましても、まず増加しているというような状況になっております。活力ある地域社会を構築していくということで、住民福祉の向上を図っていくためには、市民1人1人の市政への参画ということが重要でございます、そのためにも情報の公開、そして個人情報の保護ということがきちんと行われることが求められることだと思っております。このため花巻市におきましては、花巻市まちづくり基本条例におきましても、この二つの情報の公開、個人情報の保護について明記しているところでございまして、個人情報の取り扱いに十分留意しながらも、情報公開を進めて、市民の満足度を高めたいというふうに思っております。

本日忌憚のないご意見を頂戴したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(久保田課長) それでは、早速会議に入りたいと存じます。会議の進行につきましては花巻市情報公開条例第25条第1項の規定によりまして、会長が会議の議長となると定められておりますので、進行は安部会長にお願いしたいと存

じます。

(安部会長) それでは、これより会議に入りたいと思います。

本日は審査案件がございませんので、次第に則りまして、「(1)令和5年度情報公開制度の利用状況について」、「(2)令和5年度個人情報保護制度の利用状況について」及び「(3)刑法等の一部改正に伴う審査会関係条例の一部改正について」、こちらにつきまして事務局より報告をいただきたいと思えます。

それではまず初めに、「(1)令和5年度情報公開制度の利用状況について」を事務局より報告をお願いいたします。

《事務局より、資料に沿って説明》

(安部会長) ご報告ありがとうございます。それではこれより質疑に入りたいと思えます。「(1)令和5年度情報公開制度の利用状況について」、こちらについてご質問ご意見等ある委員の方お願いいたします。

(高橋秀憲委員) 1ページ目の件数の表中、教育委員会のところに「0」という数字がついていますが、これは特別に何か意味があるのでしょうか。他のところはないようですけど。

(高橋係長) お答えします。教育委員会の表中のこの「0」ですが、申し訳ありません。本来は他の箇所と同じく該当なしとして「―」を記載するべきところでした。配布資料の修正をお願いできればと思います。失礼いたしました。

(安部会長) その他ご質問ご意見等はございますでしょうか。

(安部会長) 私からよろしいでしょうか。

資料のほうを見ますと、企業からの請求件数が大半を占めておりまして、請求されている文書も建築計画概要書の設計図などの定型的な文書かとお見受けしますが、同じような企業が定型的な文書を請求しているものが大半を占めているという理解でよろしいでしょうか。

(高橋係長) 建築計画概要書、設計書につきましては主に不動産関係、建築系の会社からの請求がありまして、同じ会社から複数件請求されることもあります、様々企業から請求がある状況となっております。以上です。

(安部会長) ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

(岩淵委員) 令和5年度はかなり多くの請求が行われたわけですが、何か例年と違う要素があったのでしょうか。

(安部会長) それでは、事務局からお願いいたします。

(高橋係長) 請求件数についてですが、請求文書で多いのは建築計画概要書であり、こちらについては不動産関係の手続き上で必要なものと捉えておりますが、受付の際に請求理由等は求めずに受け付けておりますので、正確なところは不明ですが、単純に不動産関係の動きが活発になっていることが理由で

はないかと考えております。以上です。

- (安部会長) その他いかがでしょうか。それでは次に進みたいと思います。
続きまして、「(2)令和5年度個人情報保護制度の利用状況について」、事務局から報告をお願いします。

《事務局より、資料に沿って説明》

- (安部会長) 報告ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。(2)令和5年度個人情報保護制度の利用状況について、こちらにつきましても質問ご意見ある方はお願いいたします。

すいません、私からお伺いしたいのですが、個人情報の開示等の請求件数等については、先ほどの情報公開制度のように年度ごとの比較はされていまずでしょうか。

- (高橋係長) 資料の方には記載しておりませんでした。失礼しました。
近年の件数について申し上げますと、令和5年度は14件であります、令和4年度は7件、令和3年度は12件、令和2年度が6件となっております。来年度からは資料の方に記載いたしたいと思います。以上です。

- (安部会長) ありがとうございます。

- (高橋秀憲委員) 今会長がされた質問の続きのようなものですが、これまでに個人情報の訂正や利用停止の請求事例はありますでしょうか。

- (高橋係長) 個人情報の訂正や利用停止の請求事例はございませんでした。以上です。

- (安部会長) その他、質問等はございませんでしょうか。それでは、次に進みたいと思います。

続きまして、「(3)刑法等の一部改正に伴う審査会関係条例の一部改正について」を事務局より報告願います。

《事務局より、資料に沿って説明》

- (安部会長) ありがとうございました。

今ご説明にございました通り、刑法の一部改正に伴いまして、関係条例の文言を改正するという内容でございます。懲役刑と禁固刑とございまして、刑務作業が義務付けられているかいないかというのが違いでしたけれども、そちらは一つの拘禁刑として一本化されるという内容になっておりますが、今ご説明あった通り、諮問をして、意見を答申するような内容ではないというところの判断で、今回は委員の皆様からのご質問、ご意見を頂戴するというような形で進めさせていただければと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それでは、ただいま説明のありました件につきまして、質疑に入りたいと思います。委員の皆様からご質問、ご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特段審査会の運営自体には大きな影響はないような内容かと思しますので大丈夫思います。

それでは次に進めさせていただきたいと思います。

続きまして、「(4)その他」これについて何かございますでしょうか。

それでは、事務局からお願いいたします。

《事務局より、添付資料及び広報掲載原稿について説明》

(安部会長) ご説明ありがとうございました。それではただいまご説明がありました件につきまして、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日予定をしておりました議事は以上となります。円滑な議事の進行にご協力をいただきまして誠にありがとうございました。それでは進行を事務局の方にお返しいたします。

(久保田課長) 大変ありがとうございました。

それでは、本日はお忙しい中お集りいただきましてありがとうございました。これをもちまして花巻市情報公開審査会及び花巻市個人情報保護審査会を閉会させていただきます。大変ありがとうございました。

《 15 : 35 閉会 》